



発行 東京都

目次

18

条例

- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (総務局) ……三
- 東京都組織条例の一部を改正する条例 (同) ……三
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例 (同) ……四
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同) ……四
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同) ……五
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例 (同) ……五
- 東京都工業用水道事業清算会計条例 (財務局) ……六
- 東京都都税条例の一部を改正する条例 (主税局) ……六
- 東京都体育施設条例の一部を改正する条例 (生活文化スポーツ局) ……七
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 (東京都教育委員会) ……九
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例 (同) ……九
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市整備局) ……一〇
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例 (同) ……二
- 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例 (同) ……四

条例のあらまし

●非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一三号)

- 一 非常勤職員の報酬の限度額等を改定します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都組織条例の一部を改正する条例 (条例第一四号)

- 一 社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、東京都の福祉及び保健医療行政の推進を図るため、福祉局及び保健医療局を設置します。
- 二 この条例は、令和五年七月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第一五号)

- 一 職員の定数を改めるほか、規定を整備します。

区分	改正後 (人)	改正前 (人)	増 (△) 減
知事部局	一八、八二七	一八、四二九	三九八
公営企業	一一、八五六	一一、九七七	△一二一
議会・行政委員会	一、〇七三	一、〇五〇	二三
合計	三三、七五六	三三、四五六	三〇〇

- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一六号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

- 一 基金の額を改めます。
三二六、九〇〇、三五三千元
↓ 三二六、八九四、〇四三千元
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都工業用水道事業清算会計条例(条例第一九号)

- 一 工業用水道事業の清算に関する経理を明確にするため、特別会計を設置します。
- 二 東京都工業用水道事業清算会計における歳入及び歳出を規定します。
- 三 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

- 一 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準が六五%を超える場合に、六五%の水準まで税額を減額する措置を、令和五年度も継続します。
- 二 小規模住宅用地に係る都市計画税を二分の一とする軽減措置を、令和五年度も継続します。
- 三 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

●東京都体育施設条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

- 一 海の森水上競技場及びカヌー・スラロームセンターにおける施設及び附属設備の新設等に伴い、利用料金に係る規定を設けます。

(例) 海の森水上競技場の第二艇庫棟の第一多目的室の利用料金(専用使用の場合)の上限額

- 一 時間 六二〇円
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

- 一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
小学校	三四、三四三	三三、六三〇	七二三
中学校	一六、三四五	一六、一二四	二二一
高等学校	一〇、四八一	一〇、四三三	四八
特別支援学校	六、三三一	六、〇二〇	三〇一
合計	六七、四九〇	六六、二〇七	一、二八三

- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

- 一 東京都立青鳥特別支援学校の位置を改めます。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

- 一 用途地域等の変更に伴い、日影規制の対象区域等を改めます。
- 二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

- 一 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六九号)第三条の規定の施行によ

る建築基準法(昭和二五年法律第二〇一号)の改正等に伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料等を設けるほか、所要の改正を行います。

(例) 建築物の容積率の特例認定申請手数料 二八、〇〇〇円

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

(条例第二六号)

一 ホテル又は旅館において電動車椅子を含む車椅子の利用者がより利用しやすい客室の整備を図るため、一般客室に関する基準を改めます。

二 この条例は、令和五年一〇月一日から施行します。

条 例

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十三号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する

条例

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表一中「三二、五〇〇」を「三二、六〇〇」に、「六五六、〇〇〇」を「六五七、〇〇〇」に、「四七八、〇〇〇」を「四七九、〇〇〇」に、「四四五、〇〇〇」を「四

四六、〇〇〇」に改める。

別表三中「三五二、〇〇〇円」を「三五三、〇〇〇円」に、「三〇六、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都組織条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十四号

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例(昭和三十五年東京都条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「福祉保健局」を「福祉局 保健医療局」に改める。

第二条の表中

「福祉保健局

一 社会福祉及び社会保障に関すること。

二 保健衛生に関すること。

三 医療に関すること。

「福祉局

一 社会福祉及び社会保障に関すること。

保健医療局

一 保健衛生に関すること。

二 医療に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。

(東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

(東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

3 東京都障害児通所給付費等不服審査会条例(平成二十四年東京都条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

(東京都障害児介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

4 東京都障害児介護給付費等不服審査会条例(平成十八年東京都条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十五号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例(昭和二十四年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「一八、四二九人」を「一八、八二七人」に改め、同表二の項を次のように改める。

二 公営企業の職員

イ 交通事業(高速電車事業及び電気事業を含む。) 六、七〇二人

ロ 水道事業 三、六三三人

ハ 下水道事業 二、五二一人

計 一一、八五六人

第二条第一項の表四の項中「六二一人」を「六三三人」に改め、同表七の項中「七一九人」を「七四一人」に改め、同表合計の項中「三三二、四五六人」を「三三二、七五六人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十六号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

第一条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十八の項ハ(3)中「第十条の四の五第二項」を「第十条の四の十第二項」に改め、同項ハ(4)中「第十条の四の五第三項」を「第十条の四の十第三項」に改め、同項ハ(5)中「第十条の四の八第二項」を「第十条の四の十三第二項」に改め、同項ハ(6)中「第十条の四の八第三項」を「第十条の四の十三第三項」に改め、同表六十一の項を次のように改める。

六十一 削除

第二条の表七十八の項中「いう。」及び「をいう。」「に改め、「条例」という。」の下に「及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)」を加え、同項キの次に次のように加える。

ノ 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第四項第七号(同法第十二条の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)

十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による同意及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による同意
第二条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表六の二の項を削り、同表十二の項中「、東京都都市整備局関係手数料条例(以下この項において「手数料条例」という。)」を削り、同項イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を削り、同表十四の項から十七の項までを次のように改める。

<p>十四及び十五 削除</p> <p>十五の二 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）第十四条の規定及び同条例の施行のための規則による特別特定建築物に係る制限の緩和に関する認定。ただし、都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。</p>	各特別区
<p>十六及び十七 削除</p>	
<p>第二十条の表十七の二の項及び十七の三の項を削り、同表十八の項を次のように改める。</p> <p>十八 建築基準法第十五条第四項の規定及び同法の施行のための規則による知事に提出すべき建築統計の作成。ただし、都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。</p>	各特別区
<p>第二十条の表二十二の項を次のように改める。</p> <p>二十二 東京都駐車場条例（昭和三十三年東京都条例第七十七号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの。ただし、都の建築主事の確認対象となる建築物に附置すべき駐車施設に係るものを除く。</p> <p>イ 条例第十七条第一項第一号から第三号まで、第十七条の二第一項第一号から第四号まで、第十七条の三第一号から第三号まで、第十七条の四第一項第一号から第四号まで、第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の二第一項第一号及び第二号の規定による駐車施設に係る認定</p> <p>ロ 条例第十八条の二の規定による駐車施設の設置又は変更の届出の受理</p> <p>ハ 条例第二十条第一項の規定による違反を是正するために必要な措置の命令及び同条第二項の規定による措置命令書の交付</p>	各特別区

二 条例第二十一条第一項の規定による報告の徴取又は資料の提出の要求及び立入検査等

附則

この条例中第一条の規定は令和五年四月一日から、第二条の規定は令和六年三月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十七号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十九の四の二の項を削り、同表三十三の項トからヌまでの規定中「立川市」の下に「武蔵野市」を、「国分寺市」の下に「狛江市」を、「多摩市」の下に「稲城市」を加える。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十八号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例
 東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように

改正する。

第三条中「三千百六十九億三十五万三千円」を「三千百六十八億九千四百四万三千円」に改める。

附則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百七十五億五千七百五十九万六千円は特別区への貸付けに、二千七百九十三億三千六百四十四万七千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

東京都工業用水道事業清算会計条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十九号

東京都工業用水道事業清算会計条例

(設置)

第一条 工業用水道事業の清算に関する経理を明確にするため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定により、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、財産収入、一般会計繰入金その他の諸収入をもってその歳入とし、工業用水道事業清算費をもってその歳出とする。

附則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 東京都工業用水道事業会計に属する権利及び義務で、工業用水道事業の清算に係るものについては、令和五年四月一日から東京都工業用水道事業清算会計に帰属するものとする。

東京都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十号

東京都税条例の一部を改正する条例

東京都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「書類」を「文書」に改め、「ものをいう」の下に「。次号において同じ」を加え、同条第四号中「もの」の下に「(当該文書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第四条の三第七項中「第三百八十二条の三の証明書」の下に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「に交付」の下に「(法第三百八十二条の四の規定により当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第三十五条第一項第二号中「並びに法第七十二条の二十八第二項」を「、法第七十二条の二十八第二項並びに法第七十二条の二十九第二項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十二条の二十八第二項」の下に「及び法第七十二条の二十九第二項」を加える。
第一百八条第一項、第三百十条、第二百七条及び第二百十一条中「、法附則第六十三条若しくは法附則第六十四条」を「若しくは法附則第六十三条」に改める。

附則第十四条第十一号を削る。
附則第十五条の二(見出しを含む。)中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第二十条中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第一号中「同条第二号イ」を「同条第三号イ」に改める。

附則第二十条の二(見出しを含む。)中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の三第七項の改正規定(「第三百八十二条の三の証明書」の下に「(同条

ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)を加える部分に限る。)及び第三十五条第一項の改正規定 公布の日

二 第四条の三第七項の改正規定(「に交付」の下に「(法第三百八十二条の四の規定により当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。以下この項において同じ。)」を加える部分に限る。)及び次項の規定 令和六年四月一日(経過措置)

2 前項第二号に掲げる改正規定による改正後の東京都税条例第四条の三第七項の規定は、令和六年四月一日以後にされる地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の十の規定による証明書(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の二十一第一項第四号に掲げる事項に係るものに限る。)又は同法第三百八十二条の三の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

3 この条例による改正前の東京都税条例(以下「旧条例」という。)第百八十八条第一項、第百三十条、第二百七条、第二百十一条及び附則第十四条第十一号の規定は、令和二年四月三十日から令和三年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号。次項において「令和三年改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 旧条例第百十八条第一項、第百三十条、第二百七条、第二百十一条及び附則第十四条第十一号の規定は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に令和三年改正法附則第一条第四号に掲げ

る規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 旧条例附則第十五条の二の規定は、令和四年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

6 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、令和四年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

東京都体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第二十一号

東京都体育施設条例の一部を改正する条例

東京都体育施設条例(平成元年東京都条例第百九号)の一部を次のように改正する。
別表十の部(一)の款アの項中

改め、同款イの項中

宿 泊 室	更 衣	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	艇 庫	個 室 B	個 室 A	一 回	二 時 間	一 艇 一 月	一 五、 〇〇〇 円
				四、 六五〇 円	七、 四〇〇 円	五 三〇 円	四 六〇 円		四 六〇 円

を

第 二 艇 庫 棟				艇 庫 棟				フ イ ニ ッ シ ユ タ ワ ー 棟					
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	艇 庫	第 二 多 目 的 室	第 一 多 目 的 室	宿 泊 室 B	宿 泊 室 A	食 堂	ド ー ピ ン グ コ ン ト ロ ー ル 室	会 議 室	第 一 会 議 室、 第 二 会 議 室 又 は 第 三 会 議 室	一 時 間	一 時 間	一 時 間	一 時 間
一 時 間	一 月	一 時 間	一 時 間	一 室 一 泊	一 室 一 泊	一 時 間	一 時 間	一 時 間	一 時 間	四、 六九〇 円	一、 二七五、 〇〇〇 円	二、 〇二〇 円	二、 〇二〇 円
		二 六〇 円	六 二〇 円	七 四、 四〇〇 円	二 九、 六〇〇 円	七、 一九〇 円	一、 七八〇 円	五、 二二〇 円		四、 六九〇 円	一、 二七五、 〇〇〇 円	二、 〇二〇 円	二、 〇二〇 円

に

宿 泊 室	食 堂	ド ー ピ ン グ コ ン ト ロ ー ル 室	フ イ ニ ッ シ ユ タ ワ ー 棟 第 一 会 議 室、 第 二 会 議 室 又 は 第 三 会 議 室	艇 庫 棟 会 議 室	個 室 B	個 室 A	一 時 間	一 時 間	一 時 間	一 時 間	一 時 間		
					七 四、 四〇〇 円	二 九、 六〇〇 円	七、 一九〇 円	一、 七八〇 円	二、 〇二〇 円	二、 〇二〇 円	五、 二二〇 円	七 四、 四〇〇 円	二 九、 六〇〇 円

を

改め、同部(二)の項中

第二艇庫棟		艇庫棟			
更衣室	トレーニングルーム	艇庫	宿泊室 B	宿泊室 A	更衣室
一回	二時間	一艇一月	一人一泊	一人一泊	一回
三〇〇円	四六〇円	一五、〇〇〇円	四、六五〇円	七、四〇〇円	五三〇円

に

看板、横断幕、懸垂幕又は展示台

方メートル

三、二〇〇円

を

夜間照明設備

一時間

四、三八〇円

に

看板、横断幕、懸垂幕又は展示台

方メートル

三、二〇〇円

改め、同表十二の部(一)の款アの項中

会議室

二時間

四、六二〇円

四、六二〇円

を

会議室

二時間

四、六二〇円

に

第一多目的室又は第二多目的室

二時間

一、三三〇円

一、三三〇円

トレーニングルーム

二時間

四、七七〇円

四、七七〇円

改め、同部(二)の項中

看板、横断幕、懸垂幕又は展示台

方メートル

三、二〇〇円

を

改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十二号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三三、六三〇人」を「三四、三四三人」に改め、同表二の項中「一六、一二四人」を「一六、三四五人」に改め、同表三の項中「一〇、四三三人」を「一〇、四八一人」に改め、同表四の項中「六、〇二〇人」を「六、三三一人」に改め、同表合計の項中「六六、二〇七人」を「六七、四九〇人」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十三号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改

正する。

別表五の部同青島特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

世田谷区下馬二丁目三十八番二十三号

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第二十四号

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二 六の項を削り、同表中七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、同表十の項を削り、同表中十一の項を九の項とし、十二の項を十の項とし、十三の項を十一の項とし、同表十四の項中「豊洲二丁目」を削り、同項を同表十二の項とし、同表中十五の項から十九の項までを十三の項から十七の項までとし、同表二十の項中「品川区のうち」の下に「西品川一丁目」を加え、同項を同表十八の項とし、同表中二十一の項から三十五の項までを十九の項から三十三の項までとし、同表三十六の項中「西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目」を削り、同項を同表三十四の項とし、同表中三十七の項から四十四の項までを三十五の項から四十二の項までとする。

別表第三 四の項中「麻布台一丁目、麻布台三丁目、麻布十番一丁目、西麻布一丁目、六本木一丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木七丁目」を「西麻布一丁目、六本木一丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木七丁目、麻布台三丁目、麻布十番一丁目」に改め、同表二十七の項中「目黒区のうち」の下に「中目黒二丁目」を加え、

同表四十の項中「北沢二丁目」を削り、「南島山四丁目及び砦八丁目」を「砦八丁目及び南島山四丁目」に改め、同表四十七の項中「野方三丁目」及び「若宮三丁目」を削り、同表六十三の項区域の欄を次のように改める。

- 北区のうち、王子一丁目、
- 豊島二丁目、堀船一丁目、
- 岸町二丁目、中十条二丁目、
- 中十条三丁目、十条仲原一丁目、十条仲原二丁目、上十条一丁目、上十条二丁目、上十条三丁目、上十条四丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、西が丘一丁目、赤羽西三丁目、赤羽西四丁目、志茂三丁目、志茂四丁目、滝野川一丁目、滝野川二丁目、滝野川三丁目、滝野川五丁目、滝野川六丁目、西ヶ原一丁目、西ヶ原二丁目、西ヶ原三丁目、西ヶ原四丁目、上中里一丁目、上中里二丁目及び上中里三丁目の各地内の区域

別表第四 二十一の項中「第一種住居地域」を「第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域」に改める。
別表第五 六の項及び七の項を削り、同表中八の項を六の項とし、九の項を七の項とし、同表十の項区域の欄を次のように改める。

北区のうち、王子一丁目、王子二丁目、王子六丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、赤羽一丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目及び赤羽西四丁目の各地内の区域

別表第五中十の項を八の項とし、十一の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十	板橋区のうち、西台一丁目及び若木三丁目の各地内の区域	第一種中高層住居専用	十分の十五	第三種高度地区	(二)	四メートル
---	----------------------------	------------	-------	---------	-----	-------

附則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二十五号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査

建築物の容積率の特例認定申請手数料 二万八千円

認定申請のとき。

別表一の部第七の款二十五の項の次に次のように加える。

二十五の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

建築物の高さの特例許可申請手数料 十六万円

許可申請のとき。

別表一の部第七の款二十六の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改める。

別表一の部第七の款二十八の四の項の次に次のように加える。

二十八の五 建築基準法第五十八条第二項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

高度地区における建築物の高さの特例 十六万円

許可申請のとき。

別表一の部第七の款四十の項及び四十一の二の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に、同款四十二の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「二敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同款四十二の二の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

別表二の項を次のように改める。

二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料

事務	名称及び額	徴収時期
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物については一の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同款一の二の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数を加えた額)の手数を加えた額。</p> <p>(一) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</p> <p>イ 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)</p> <p>ロ 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。)</p>	<p>認定申請のとき。</p>
	建築物の総戸数が一戸のもの	四千七百円
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	四千七百円
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	九千四百円
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	一万六千円
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	二万七千円
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	四万五千円
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	八万二千元
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十三万一千円
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	十七万円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	十八万五千円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	九千三百円
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万六千円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの	二万六千円

		(2) 共同住宅等	
		イ 住戸誘導仕様	
		の部分基準による場合	
		誘導仕様基準以外による場合	
ロ 共用部分			
	建築物の総戸数が一戸のもの		二万一千円
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		三万九千円
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		五万六千円
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		八万円
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		十二万円
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		十八万二千元
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		二十六万一千円
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		三十四万円
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの		三十九万円
	建築物の総戸数が一戸のもの		三万五千元
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		六万九千元
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		九万七千元
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		十三万七千元
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの		十九万七千元
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの		二十八万三千元
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		三十八万五千元
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの		五十万八千元
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの		六十万円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの		十万九千元
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの		十三万八千元

二 都市 の低炭 素化の 促進に 関する 法律第 五十五 条第一 項の規 定に基 づく低 炭素建 築物新 築等計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に 関する法律第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十四条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一 の部第七の款十四の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をすする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款一の二 の項に掲げる額の手数料を加えた額）、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について 同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額
併せ 適用 性確認 機関が 作成し た都市 の低炭 素化の 促進に 関する 法律第 五十四 条第一 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ること を示す 書類が 提出さ れた場 合	(一) 一戸建て住宅 (二) 共同 住宅等 イ 住戸の部分 ロ 共用部分 建築物の総戸数が一戸のもの 建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの 建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの 建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 建築物の総戸数が三百一戸以上のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
	三十三百円 三千三百円 六千六百円 一万一千円 一万九千円 三万二千元 五万八千円 九万三千元 十二万二千元 十三万四千元 六千五百円 一万一千円 一万八千円 五万六千円 八万八千円 十一万二千元 十四万円

変更認定
申請のと
き。

共用部分	合												
	誘導仕様 基準以外 による場												
当該部分の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	当該部分の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	当該部分の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	当該部分の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	当該部分の総戸数が三百一戸以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三千平方メートルを超え一千万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一千万平方メートルを超え二千万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千万平方メートルを超え五千万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千万平方メートルを超え一億平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一億平方メートルを超え二億平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二億平方メートルを超え五億平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一億平方メートルを超え二億五千万平方メートル以内のもの	
八万五千円	十二万八千円	十八万四千円	二十四万一千円	二十七万八千円	一万八千円	三万七千円	五万二千元	七万四千元	十万八千元	十五万九千元	二十二万一千円	二十九万一千円	三十四万二千元

		合 (一)以外の場 合	
		(1) 一戸建 て住宅	
		誘導仕様基準による場合	
		誘導仕様基準以外による場合	
		イ 住宅部分 誘導仕様基準による場合	
		(2) (1)以外 の建築物	
		ロ 非住宅部 モデル建物法による場合	
		標準入力法等による場合	
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一 万 四 千 円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一 万 五 千 円
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二 万 四 千 二 百 円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二 万 七 千 円
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二 万 七 千 円	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二 万 六 千 円
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二 万 六 千 円	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四 万 六 千 円
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四 万 六 千 円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八 万 二 千 円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十 二 万 五 千 円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十 二 万 五 千 円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四 万 八 千 五 百 円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四 万 八 千 五 百 円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八 万 一 千 円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八 万 一 千 円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十 三 万 八 千 円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十 三 万 八 千 円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十 九 万 七 千 円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十 九 万 七 千 円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六 万 一 千 百 円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六 万 一 千 百 円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七 万 七 千 六 百 円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七 万 七 千 六 百 円
当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十 万 二 千 百 円	当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十 万 二 千 百 円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十 六 万 五 千 百 円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十 六 万 五 千 百 円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二 十 一 万 六 千 円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二 十 一 万 六 千 円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二 十 六 万 円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二 十 六 万 円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三 十 万 五 千 円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三 十 万 五 千 円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十 五 万 九 千 百 円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十 五 万 九 千 百 円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十 九 万 九 千 二 百 円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十 九 万 九 千 二 百 円
当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二 十 五 万 七 千 百 円	当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二 十 五 万 七 千 百 円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三 十 六 万 六 千 七 百 円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三 十 六 万 六 千 七 百 円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	四 十 五 万 三 千 円	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	四 十 五 万 三 千 円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五 十 三 万 五 千 円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	五 十 三 万 五 千 円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六 十 一 万 円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	六 十 一 万 円

別表三の部五の項中「イ 性能基準」を「性能基準」に、「第一条第一項第二号イ(1)及び」を「第一条第一項第二号イ(1)及び」に、「ロ モデル住宅法」を「モデル住宅法」に、「第一条第一項第二号イ(2)(i)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「ハ 仕様基準」を「仕様基準」に改め、「同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。」の下に「又は誘導仕様基準」を加え、「イ 性能基準」を「性能基準」に、「第一条第一項第二号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第一条第一項第二号イ(1)」に、「ロ フロア入力法」を「フロア入力法」に、「第一条第一項第二号イ(2)(ii)」を「第一条第一項第二号イ(2)」に、「ハ 仕様基準」を「仕様基準又は誘導仕様基準」に、「イ モデル建物法」を「モデル建物法」に、「ロ 標準入力法等」を「標準入力法等」に改め、同部備考一中「の(ロ)」を削り、同部備考十一中「向上計画認定申請手数料等」の下に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。)」を加え、同部備考十二中「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」を「向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)」又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」に改め、「仕様基準」の下に「又は誘導仕様基準」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表一の部の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十六号

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成十五年東京都条例第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項第二号中「七十七センチメートル以上」を「七十五センチメートル

以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第四号において同じ。))が十五平方メートル未満の場合にあつては、七十七センチメートル以上」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあつては、当該出入口を除く当該場所の一年以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、百センチメートル以上(一般客室の床面積が十五平方メートル未満の場合にあつては、八十センチメートル以上)とすること。

第十一条の二中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後的高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十一条の二の規定は、この条例の施行後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)附則第四条第五号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第十一条の二の規定は適用しない。

行 東 京 都
東京都市西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

FSC ミックス

